

障害者自立支援法と小規模作業所* －事業体系移行を巡る課題検討－

山口 弘幸**

Problem Examination over Structural Change of Workshop for Disabled Persons
in Assistance Law of Independent for Handicapped

Hiroyuki Yamaguchi

キーワード：障害者自立支援法、小規模作業所、事業体系移行、精神障害者、事業所ガイド

要 約

本稿では、筆者ら調査グループが実施した事業所ガイドづくりに向けた小規模作業所に対するインタビュー調査に基づき、障害者自立支援法施行を巡る小規模作業所の活動状況や施設を取り巻く社会的環境、今後の方向性について明示するものである。さらにそれらの調査結果を踏まえて小規模作業所の事業体系移行に向けた課題について、全国統計の資料分析とともに検討を行った。

本調査の結果から障害者自立支援法施行後の動向として、地域活動支援センターⅢ型への移行希望が多い中で小規模作業所の事業体系移行の開始直後ではほどんど進展が見られていないこと、そうした中での小規模作業所の事業体系移行に向けた課題として、事業設計にかかる財源の不安や事業体系移行に必要な定員確保のあり方に課題があること、特に利用者負担による利用者の負担感から定員確保の課題にも影響があり、利用者負担が大きい中での事業の利用動向から日額払いの報酬単価の設定の中で事業経営面での不安につながりやすいことを見出すことができた。また利用者負担については各市町村自治体による負担軽減策の実施をより一層推進していく必要があることを考察できた。小規模作業所の事業体系移行については十分な移行準備期間と細かな支援推進策が実際に求められている。

はじめに

障害者の日中活動の場としての小規模作業所は、2004年には日本全国に6000ヵ所あるとされており、1977年の知的障害者を対象とした作業所への国庫補助制度創設を皮切りに、1987年には身体障害者並びに精神障害者を主たる対象とした作業所も追加される中で、その数は拡大を続けている。

障害者雇用の立ち遅れや法定福祉施設の絶対数の不足の補完のみならず、小規模でかつ家庭的な雰囲気のもと地域に密着した欠かすことができない障害者の居場所として、①就労支援、②憩いの場、③生活支援とその機能は多岐多軸にわたっている。法定外施設として慢性的な運営上の課題を抱えながらも障害のある方やその関係者にとって、地域の身近な社会資源として、これまで小規模作業所が果たしてきた役割は非常に大きい。

本稿ではこうした小規模作業所のあり方に着目した。2001年には小規模通所授産施設制度が創設される中で、法定施設への移行緩和策が実施されるが、従来の通所授産施設との整合性の課題など政策的課題が積み残されたままになっている。

今この小規模作業所は障害者自立支援法施行により大きな転換点を迎えている。

1. 研究目的

2006年4月に施行された障害者自立支援法により、施設福祉サービスについては、身体障害・知的障害・精神障害の3障害の一元化が図られることとなり、利用者の応益負担とともに利用者本位のサービス体系の再編が進められることとなった。このことにより福祉サービスの障害者間の格差是正、規制緩和と市場化の進展が見込まれる中で、障害者施設には利用者自身の希望とニーズに基づいたサービスの選択志向性をこれまで以上に重視する必要があること、また魅力ある事業体としての経営構造の転換が急速に求められていている。特に成果主義に基づく日額払いによる報酬単価の設定や報酬額を巡る諸課題、また事業選択にかかる利用者の動向と定員確保の問題等から障害者施設の事業体系移行に関して大きな負担感と不安感が拡がっている。さらに今後的小規模作業所

* Received January 24, 2007

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科, Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1057 Eida, Isahaya, Nagasaki 854-0081, Japan

の補助金制度の動向について、既に5県が廃止を行う中で38都府県が近年中に廃止を含めて検討する情勢があること¹⁾など、小規模作業所の事業体系移行を巡る状況としては政策的誘導も含めて著しい変動を事業者側に課している。

こうした状況下で小規模作業所事業者は現在の活動やその規模、また施設を取り巻く社会的環境を十分に分析した上で、利用者から選ばれる事業を展望していく必要があるが、障害者自立支援法施行の影響として施設・作業所職員の労働条件が悪化してきていること²⁾、自治体及び市町村間の利用者並びに事業者への負担軽減策の地域格差の拡がりが生まれてきている状況³⁾からも、事業者独自の努力のみならず施設を取り巻く地域性や経済環境等を踏まえた事業体系移行に関する積極的な推進策を国及び自治体は打ち出す必要性が出てきている。こうした支援推進策の検討の際には事業者の事業体系移行の動向と課題、今後の事業展開について把握することは前提となろう。また利用者本位のサービスシステムの具現化という観点から新しい事業展開の情報を整理することは、利用者のサービス選択の志向性を高めるものとして重要な課題になると考えられる。そこで事業体系移行に関する課題の把握と利用者のサービス選択を資する情報整理を目的に精神障害者を主たる対象とした事業所ガイドづくりを企画した。

本稿は事業所ガイドづくりに向けた長崎県県央地域の精神障害者小規模作業所に対するインタビュー調査に基づき、障害者自立支援法施行を巡る現在の活動状況や施設を取り巻く社会的環境、今後の方針について明示するものである。さらにそれらの調査結果を踏まえて小規模作業所の事業体系移行に向けた課題について、統計資料の分析とともに論及するものである。

2. 研究方法

施設体系から事業体系への移行が始まる2006年10月の直前期に精神障害者小規模作業所の活動実態調査を行った。なお本調査は精神障害者を対象とした事業利用ガイドの作成に向けた予備的調査として実施した。今後は他の精神障害者に関わる社会資源の調査を進めていく予定である。2006年9月時点で県央圏域の精神障害者小規模作業所については6カ所存在するが、本調査では6カ所すべてを対象としている。質問項目の作成に関しては長崎県精神保健福祉医療関係機関ガイド（長崎県精神保健福祉センター、2002年）を参照し、修正

及び追加項目を設定した。また小規模作業所の事業体系移行に向けた課題の検討については、インタビュー調査で得られた知見をもとに障害者自立支援法に関する全国統計調査の結果と照らし合わせながら明示する。

調査地域；長崎県障害保健福祉圏域内の県央圏域
(諫早市、大村市、東彼杵町・川棚町・波佐見町)

調査対象；精神障害者小規模作業所6カ所（計6カ所）

調査期間；2006年7月～9月（7月28日・8月29日・9月14日）

調査方法；長崎ウエスレヤン大学学生有志による
調査グループを編成し、施設を訪問して施設管理者に対してインタビュー調査を実施

調査内容；利用対象者、利用の手続の流れ、利用料、利用期間、日課と活動内容、障害者自立支援法の影響、昨年度利用実績、今後の方向性、事業体系移行に向けた課題等（計17項目）

3. 長崎県県央圏域の精神障害者小規模作業所の概要

長崎県下における精神障害者小規模作業所については、1997年より精神障害者地域活動所として位置づけられており、その設置にあたっては精神障害者の特性に応じた作業指導・生活訓練や地域とのふれあい交流、ボランティア活動、精神障害及び園家族の日常的な相談、くつろぎの場の提供等の事業を行うこととされ、週4日以上の開所と利用者5名以上であることが主な運営基準となっている。以下長崎県県央地域の精神障害者地域活動所を概観する。なお各精神障害者地域活動所の詳細なガイドデータについては資料として文末に整理した。

(表1) 長崎県県央地域精神障害者地域活動所一覧

2006年9月時点

施設名	法人格	開設年	主たる活動内容	今後の方向性
ふれあいショップるぼ	NPO法人	平成3年	憩いの場運営、他農作業	地域活動支援センターⅢ型
アトリエば呼ばれ	NPO法人(申請中)	平成10年	音楽活動、生け花等の文化活動	検討中
HOTHOTBOX	NPO法人	平成10年	出張販売、石鹼詰入等の軽作業	地域活動支援センターⅢ型
かたつむりの家	NPO法人	平成13年	EMボカンの製造・販売、地域奉仕活動	地域活動支援センターⅢ型
ありあけ共同作業所	NPO法人	平成6年	下請内職、名刺印刷、物品販売	地域活動支援センターⅢ型
ウィル	NPO法人	平成14年	有限会社委託業務(パン製造・販売)	多機能型

4. 小規模作業所の事業体系移行のあり方と移行

開始直後の全国動向

(1) 小規模作業所の事業体系移行の選択形態

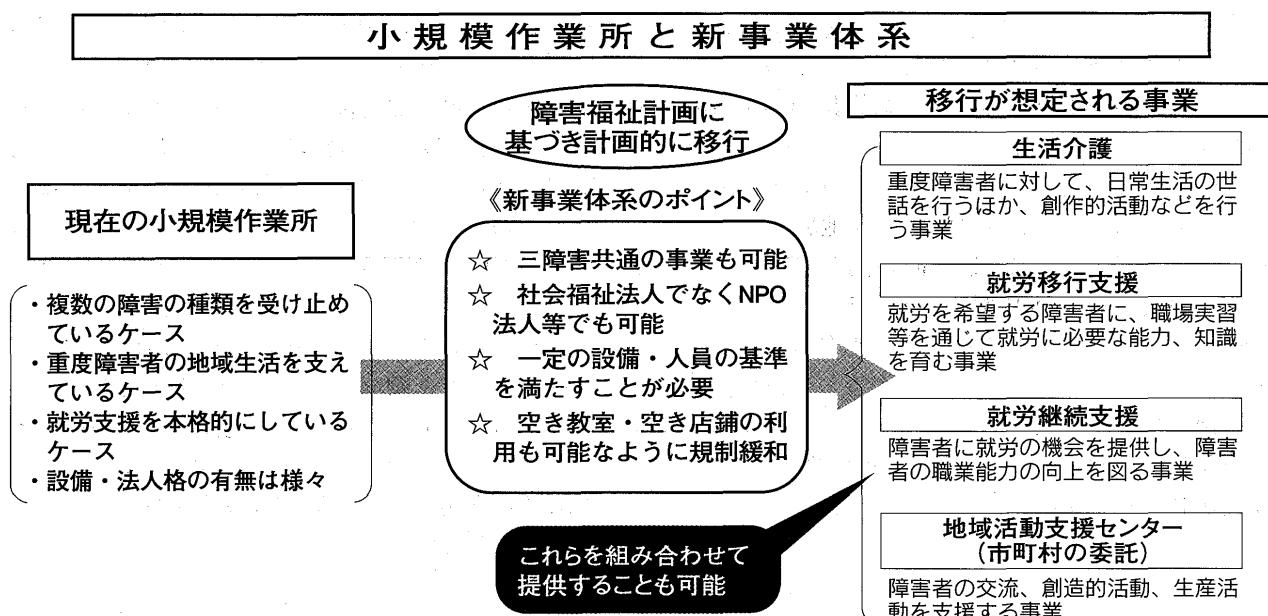
小規模作業所は、これまで法定福祉施設である授産施設やデイサービスの待機者、養護学校卒業者等の活動の場として、病院や施設、雇用の場から離れた障害者の地域の中での受け皿として、障害者の就労支援のみならず日中活動、社会参加の場として地域に根ざした活動を開拓してきた。事業内容としては就労支援に本格的に取り組んでいるものから重度障害者の生活介護の場となっているものなど多種多様であるが、法定外施設として運営基盤が脆弱であること、利用者のニーズによらない固定化等様々な課題を内包してきた。

障害者自立支援法施行により小規模作業所は事業体系移行を通して、法定内施設への転換と課題整理を期待されているが、その際利用している障害者の状況や地域の中での役割や機能に応じて、事業体系の選択を行うことになることから事業所

側には十分な分析が必要とされている。さらに一度選択した事業体系から事業所の希望と実情を鑑みて別の事業体系への移行も可能とされており、事業体系移行については、可変性と柔軟性を併せもっている。

小規模作業所の事業体系移行の選択として、生活介護、就労移行支援、就労継続支援といった自立支援給付事業と地域生活支援事業中の地域活動支援センターの4つに大きく分類されており、事業体系移行に際しては運営する組織が法人格を有していないなければならないこと、各事業を行うにあたっては定められた職員資格、職員人数、定員確保等の基準を満たすこと等が条件とされている。また障害者福祉計画に基づいて計画的に移行することが求められている。(図1) こうした事業体系移行に拘らず現在の小規模作業所の形態を継続するということもできるが、多くの自治体が補助金を廃止又は廃止を検討している状況下でその存在は危ぶまれてきている。

(図1)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課資料抜粋

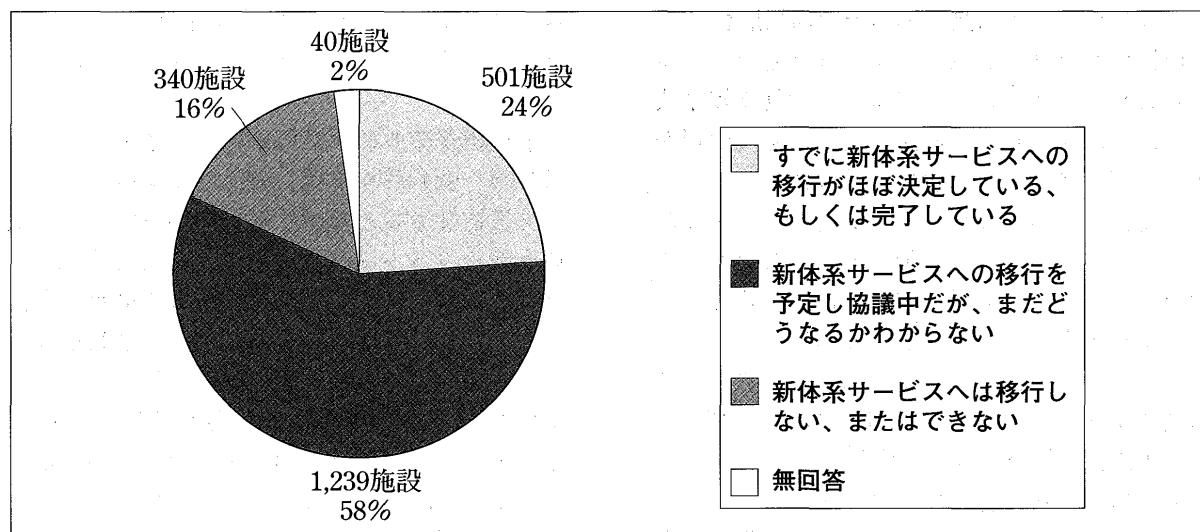


(2) 小規模作業所の事業体系移行の開始直後の全国動向

日本身体障害者団体連合会、全国知的障害者手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族会連合会といった三障害の全国組織が、全国2120カ所の小規模作業所を対象に「小規模作業所に対する新体系移行サービスへの移行調査」を実施した。施設体系から事業体系への移行した直後の2006年10月に中間報告が発表されたが、その中では新体系サー

ビスへの移行の事業所対応として、「新体系サービスへの移行を予定し協議中だが、まだどうなるかわからない」という事業所が58%と最も高く、次いで「すでに新体系サービスへの移行がほぼ決定している、もしくは完了している」と回答した事業所が24%、「新体系サービスへ移行しないまたはできない」とする事業所は16%であった。(表2)

(表2) 新体系サービスへの移行の事業所対応(三障害合計分) 平成18年10月24日時点、N=2120施設



* 「小規模作業所新体系サービスへの移行調査」データ筆者グラフ化

施設体系から事業体系への移行が始まった2006年10月直後の事業体系移行について、多くの事業所が移行に向けて検討中であり、進展そのものはあまり見られていない。

小規模作業所の事業体系移行の移行先の状況については、多機能型への展開から複数回答の選択項目となっているが、「すでに新体系サービスへの移行がほぼ決定している、もしくは完了している」と回答した501施設の状況は「地域活動支援センターⅢ型」が45%と最も回答割合が高く、次いで「就労継続支援B型」が26%であった。また「新体系サービスへの移行を予定し協議中だが、まだどうなるかわからない」と回答した1239施設の以降希望の状況としては、「地域活動支援センターⅢ型」が44%と最も回答割合が高く、「就労継続支援B型」が20%と次いでいる。(表3)

小規模作業所の事業体系移行先としては、事業所の5割近くが「地域活動支援センターⅢ型」への展開を考えており、多くの小規模作業所の移行先として「地域活動支援センターⅢ型」が位置づいていることが伺える。こうした「地域活動支援センターⅢ型」の要件については、小規模作業所として運営実績が①概ね5年以上あること、②利用定員として実利用人員が概ね10名以上であること、③職員1名以上が常勤であることとされており、実利用人数については特例措置が設けられている。

こうした調査結果から小規模作業所の事業体系移行のあり方と動向として、2006年10月からの事業体系移行の開始直後は、小規模作業所の事業体系移行についてほとんど進展が見られないこと、地域活動支援センターⅢ型への移行が多いことが明らかとなっている。

(表3) 移行決定先及び移行希望の事業体系移行先（三障害合計分）

複数回答

	すでに新体系移行がほぼ決定している、もしくは完了している(N=501)	新体系サービスへの移行を予定し協議中だが、まだどうなるかわからない(N=1239)
療養介護	0(0%)	10(1%)
生活介護	26(5%)	75(6%)
自立訓練	17(3%)	47(4%)
就労移行支援	24(4%)	44(3%)
就労継続支援A型	8(1%)	26(2%)
就労継続支援B型	143(26%)	264(20%)
地域活動支援センターI型	16(3%)	54(4%)
地域活動支援センターII型	37(7%)	92(7%)
地域活動支援センターIII型	245(45%)	566(44%)
自治体独自の基準助成事業	21(4%)	58(4%)
無回答	12(2%)	58(4%)
合計	549	1,294

※「小規模作業所新体系サービスへの移行調査」データ筆者整理 平成18年10月24日時点

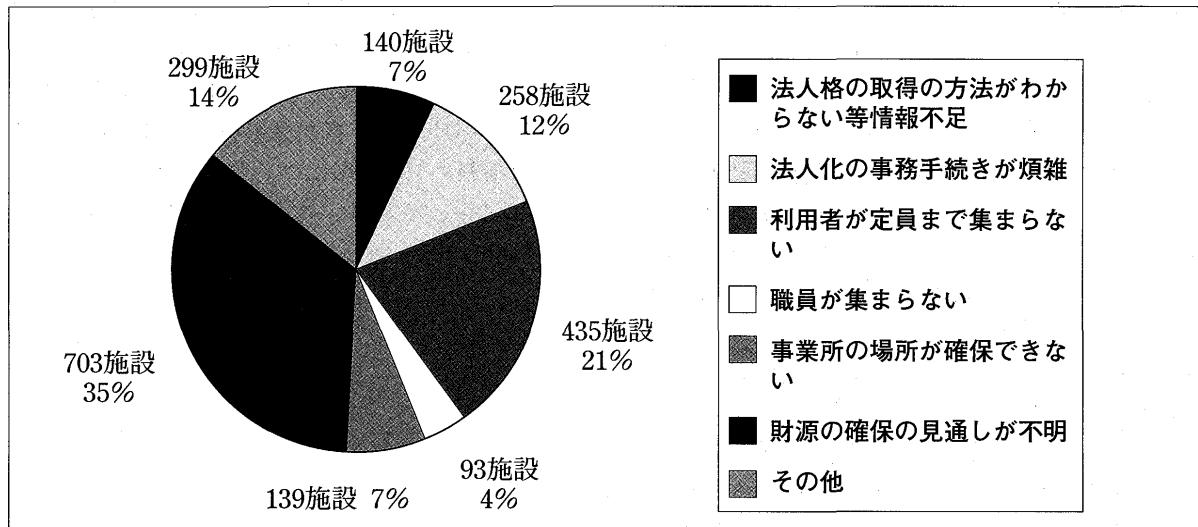
5. 小規模作業所の事業体系移行に向けた課題

小規模作業所の事業体系移行に向けた課題として、先般の「小規模作業所に対する新体系移行サービスへの移行調査」の中で「新体系サービスへの移行を予定し協議中だが、まだどうなるかわからない」と回答した1239施設が、事業体系を移行する上で障害となっている事項ということについて複数回答を寄せている。その内最も回答の割合が高いのは「財源の確保の見通しが不明」35%であった。障害者自立支援法が財政が行き詰った支援費制度の見直しからの出発であること、多くの事業所が希望する地域活動支援センターIII型の予算配分については市町村の裁量に委ねられている

こと、また日額払いの報酬単価の設定や報酬額、利用者の動向等を見定めた上ではたして事業運営できるのか、こうした不安感を多くの事業所が抱いていることを伺うことができる。次に「利用者が定員まで集まらない」21%となっており、事業体系移行の移行先の定員要件を満たす上で課題を抱えていることが伺える。また「その他」14%という割合の大きさからは質問項目によらない各事業所の個別の課題から事業体系移行の障害が生まれていることを示唆しており、事業体系移行の推進を支援する際には、きめ細かいサポートの必要性を伺うことができる。次に「法人化の事務手続きが煩雑」12%と続いている。(表4)

表4) 移行する上で障害となっている事項(三障害合計)

複数回答、N=1239



※「小規模作業所新体系サービスへの移行調査」データ筆者グラフ化

小規模作業所の事業体系移行の課題として、事業設計にかかる財源の不安や定員確保のあり方は大きな課題であること、また各事業所へのきめ細かい支援が必要であることを伺えた。

さらに各事業所の支援課題について、本事例調査の結果を概観すると、長崎県県央圏域の精神障害者小規模作業所の6ヵ所はいずれも事業体系移行を前にNPO法人を取得または申請しており、法人化が進展してきていることを確認できた。また今後の方向性として、地域活動支援センターⅢ型への移行が4ヵ所、就労継続支援B型と地域活動支援センターⅢ型の多機能型への展開が1ヵ所、検討中が1ヵ所であることが明らかとなっている。こうした事業所の事業体系移行にかかる事業所側の率直な意見について整理すると①事業経営面での不安、②定員確保、③利用者負担の3点に整理することができた。①事業経営面での不安ということでは、「精神障害者は他の障害と比べて気分変容や疲れやすさから休みがちな所がある」、「市町村の一般財源予算の中でどれくらいの事業費がつくのかわからない」と日額払いの報酬単価の設定と精神障害の障害特性からみた継続した通所の安定性の狭間で事業経営面での課題があることを伺える。また報酬そのものの見通しについて不透明な部分があり、財源確保の見通しについて不安感を抱えている。②定員確保については「利用登録について自由にしてきた部分があるがこれからは明確にする」とこれまでの施設利用のあり方の見直しをすすめるともに、「精神障害以外の他障害の受け入れをすすめる」、「グループホームや施設とのより一層の連携を深める」と精神保健福祉の関係機関等との連携を深めることや他障害の受け入れを推進する中で、定員確保に向けた課題解決の方策を探ろうとしていることが伺える。③利用者負担については、「1割の利用料負担とお昼ご飯代等の利用者負担が発生する中で施設利用をやめてしまう人が出てくる」、「利用者負担の総額と工賃を比べても利用者負担額のほうが大きくなる見込みの利用者はやる気をなくしている」、「事業運営の面から一日でも多く事業所に通って欲しいが負担がかかる中で強制できない」など障害者自立支援法の応益負担部分である自己負担のあり方について意見が寄せられた。こうした意見からは食費、交通費、利用料の自己負担分の発生を通して、利用者が事業を利用しても費用がかかるために利用できない、また事業者側として事業を利用して欲しいが費用がかかるために利用してもらえない

いという状況に陥りやすいことが推察できる。

こうした調査結果から多くの事業者が事業体系移行について困惑した状況に置かれていることを伺えるとともに、十分な移行準備期間と支援推進策が必要であると考えられる。

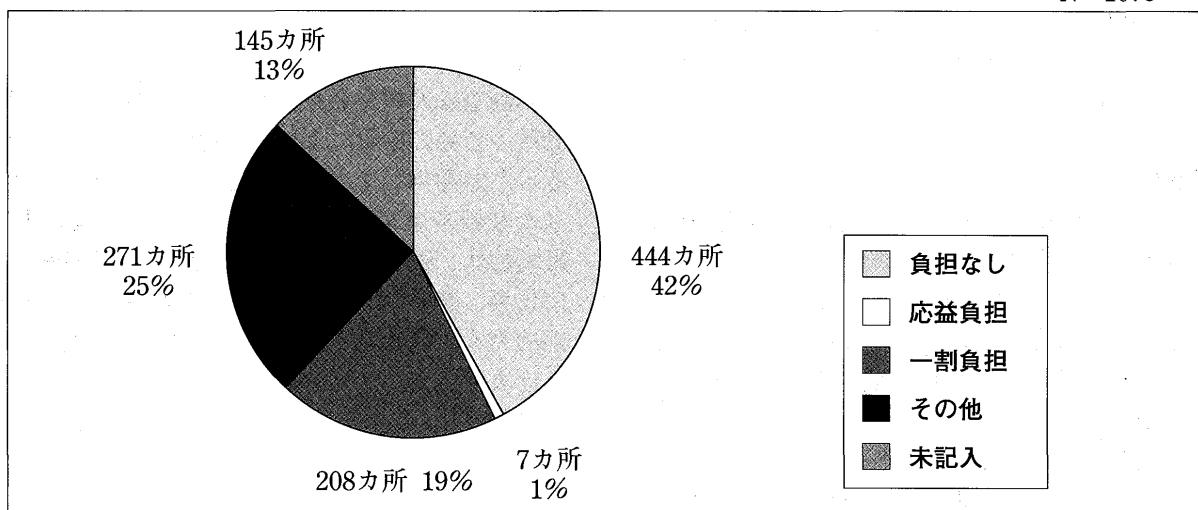
6. 小規模作業所の事業体系移行の円滑化に向けて

2006年4月に施行された障害者自立支援法により小規模作業所は従来の施設体系から事業体系への急速な転換が迫られている。しかしながら小規模作業所の事業体系移行の動向として、2006年10月からの事業体系移行の開始直後は、地域活動支援センターⅢ型への移行希望が多い中で、小規模作業所の事業体系移行についてほどんど進展が見られないことが明らかとなっている。また事業体系移行の課題としては、事業設計にかかる財源の不安や事業体系移行に必要な定員確保のあり方に課題があること、また各事業所へのきめ細かい支援が必要であることを伺えた。こうしたきめ細かい支援課題として、本事例調査の結果からは①事業経営面での不安、②定員確保、③利用者負担を見出すことができたが、これらは個別の課題というよりも相互に関連した課題であり、特に利用者負担による利用者の負担感から定員確保の課題にも影響があること、また利用者負担が大きい中での事業の利用動向から日額払いの報酬単価の設定の中で事業経営面での不安につながりやすいことも考慮していく必要があるだろう。

こうした利用者負担の問題については、1870ある市町村のうち負担軽減策を打ち出してきている所もあるが、きよされんによる「障害者自立支援法施行に伴う影響調査」によると施設体系から事業体形が始まった平成18年10月時点で、1075の市町村自治体の回答のうち、444ヵ所の市町村で2006年10月からの事業体系移行の開始直後において利用料の1割負担について「負担なし」としている回答しており、次に「その他」271ヵ所、「1割負担」208ヵ所と続いている。(表5)

(表5) 地域活動支援センター利用における利用料負担 平成18年10月1日時点

N=1075



※ きょうされん「障害者自立支援法における影響調査」データより

地域活動支援センター利用における利用料負担について、負担なしとする市町村の割合が大きいことから、利用者負担の問題は個々の小規模作業所の個別的課題というよりも全体的課題として捉えていく必要があると考えられる。またこうした調査結果は市町村間の地域格差の実態を示唆するものもあり、地域格差是正に向けた取り組みが一層求められよう。

国はこうした実情に際して、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置の3つを柱とした特別対策事業を2006年12月に示している。障害者自立支援法施行後の3年後の見直し規定をまたずしてわずか2ヶ月で軌道修正を迫られたものであり、この特別対策事業は予算規模1200億円で平成18年から平成20年までにかけて都道府県を実施主体に実施される。特に小規模作業所に関わるものとしては利用者負担の軽減措置の拡大、事業体系移行が直ちにできない小規模作業への定額補助、事業体系移行の推進にかかるコンサルタントの派遣や移行推進研修の開催、事業体系移行の設備基準に適合するための改修工事を対策事業に盛り込んでいる。全国統計や本調査から考えられた課題についてはこうした緊急対策事業の枠組みのもとで検討されていくこととなる。こうした支援対策が事業所の生き残りのためのものではなく、各小規模作業所が積み上げてきた理念や活動を伸ばす足がかりとして、位置づいていくことを期待したい。そのためにはきめ細かな支援推進策が必要である。

おわりに

本稿では事業所ガイドづくりに向けた小規模作業所のインバビューオーディオ調査と全国統計の資料分析を通して、小規模作業所の事業体系移行に向けた課題について検討を行った。障害者自立支援法の緊急対策事業が進められる中で、事業所からの貴重な意見には示唆に富むものばかりであった。その中からは障害者自立支援法施行後の動向として、地域活動支援センターⅢ型への移行希望が多い中で小規模作業所の事業体系移行の開始直後ではほとんど進展が見られていないこと、そうした中での小規模作業所の事業体系移行に向けた課題として、事業設計にかかる財源の不安や事業体系移行に必要な定員確保のあり方に課題があること、特に利用者負担による利用者の負担感から定員確保の課題にも影響があり、利用者負担が大きい中の事業の利用動向から日額払いの報酬単価の設定の中で事業経営面での不安につながりやすいことを見出すことができた。また利用者負担については各市町村自治体による負担軽減策の実施をより一層推進していく必要があることを考察できた。十分な移行準備期間とくめ細かな支援推進策が実際に求められている。

本研究の残された課題として、精神障害者を主たる対象とした事業所ガイドづくりの一環として進められた調査の性格上、知的障害・身体障害分野での事例分析ができていない。個々の利用者の障害特性を踏まえた事業体系移行の課題について検討することは重要な課題であると考える。また事業体系移行を通して困難性を抱えている小規模作業所のみならず利用者から選ばれている先進的

な事業所の事例研究も必要である。これらの検討は今後の課題としていくとともに魅力ある事業が地域社会に根付くよう事業所ガイドづくりも推進していきたい。

引用資料

- 1) きょうされん「小規模作業所補助金制度調査」『2006年10月以降の小規模作業所の補助金制度の動向についての緊急調査結果』2006年
- 2) きょうされん「障害者自立支援法の施行にともなう影響調査」『利用者負担軽減策並びに事業所等への補てん策についての市区町村独自施策の実施状況』2006年
- 3) きょうされん「障害者自立支援法にともなう影響調査」『作業所・施設職員の労働条件に関する調査結果』2006年

参考文献

- (1) 長崎県精神保健福祉センター「長崎県精神保健福祉医療関係機関ガイド」長崎県、2002年
- (2) 厚生科学研究2003年度研究報告書「作業施設体系に関する研究」作業施設（福祉的就労）共同研究グループ、2004年
- (3) 全国精神障害者地域生活支援協議会「障害者自立支援法資料集」『あみ増刊号』、2006年
- (4) きょうされん「グランドデザイン政策に伴う小規模作業所実態調査結果」2005年
- (5) きょうされん「障害者自立支援法の施行にあたっての影響調査」『施設利用断念の利用者についての緊急調査結果』2006年
- (6) きょうされん「障害者自立支援法の施行にあたっての影響調査」『施設利用断念の利用者についての緊急調査結果』2006年
- (7) きょうされん「障害者自立支援法の施行にともなう影響調査」『第2次・施設利用を断念する利用者等についての緊急調査結果』2006年
- (8) きょうされん「障害者自立支援法の施行にあたっての影響調査」『利用者負担軽減のための自治体独自施策について』2006年
- (9) 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会・社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会・財団法人全国精神障害者家族会連合会「小規模作業所に対する新体系移行サービスへの移行調査」2006年
- (10) 神戸市小規模作業所等のあり方検討会「神戸市小規模作業所等のあり方検討会中間意見報告」神戸市保健福祉局障害保健福祉部障害福

祉課、2006年

謝辞

本調査は長崎県県央地域の各精神障害者地域活動所の皆様の協力により、実施することができた。心より感謝申し上げます。また今回の調査に参加した長崎エスレヤン大学学生の方々（篠崎佳子、野崎加代、西本えりの、綿井詩織、井上佳織、橋口正孝、奥平圭介、本田主篤、實藤愛、實藤美香、鍛冶秀幸、森和也<敬称略>）にも厚く御礼申し上げます。

事業所ガイド資料

ふれあいショップるぼ

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	ふれあいショップるぼ運営委員会
開設年月日	平成3年7月1日
所在地 TEL・ホームページ	〒856-0831 長崎県大村市東本町2-1 大村ショッピングセンター2F TEL0957-52-7958 FAX0957-50-1730 ホームページ http://www.octp-net.ne.jp/~reupo/
利用者対象	精神障害その他の障害者等に限らず誰でも利用可能
利用の手続きの流れ	登録等はなし。活動参加時は保険への加入が必要
利用料	料理会…100円、ジュース・飲食代…50～100円程度
利用期間	本人の自由
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤) 所長…1名 (非常勤) 事務局より数名のボランティア
ボランティアの支援	支援有り
日課と活動内容	たわいのない話、病気、薬についての話などをしながら自由に過ごす。 希望者には畑作業など。 第一月曜日…SAミーティング 第一木曜日…スポーツ大会 第二木曜日…食事会 第三金曜日…利用者の会（必要に応じて臨時開催） 第四木曜日…歩こう会、理事会（当事者の参加も可能）
年間行事	夏は畑作業など
施設設備	空調設備…有 活動・作業室…49.4m ²
昨年度利用実績	一日平均利用者…14～15名
今後の方向性	障害者自立支援法により、2006年10月から「地域活動支援センター」への転換を考えているが、退院促進事業など実現困難な問題が多くあるという現状である
施設の特徴やPR	障害の有無に関係なく、誰もが自由に入出力可能であり、登録等の手続きも不要。自分なりの利用方法で参加できます
調査日	平成18年7月28日
調査員氏名	篠崎佳子（長崎ウエスレヤン大学学生）

アトリエばれぼ

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	アトリエばれぼ運営委員会
開設年月日	平成10年4月1日
所在地 TEL・ホームページ	〒856-0832 大村市本町413-2 大村市保健福祉センター内 TEL0957-53-5521 FAX0957-53-5521 ホームページ無
利用者対象	県央保健所館内に移住する人 本人が通所を希望し、保護者の承諾を得た人
利用の手続きの流れ	利用希望者に何度か見学してもらい、申込書に記入・提出の後、運営委員会で決定
利用料	利用料なし 工賃1日400円
利用期間	1年毎に更新
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤) 1名 (非常勤) 4名（会計1、補助指導員2、所長1）
ボランティアの支援	個人のボランティア（約10名）
日課と活動内容	午前10時から午後3時（月・火・木・金・土） ・牛乳パックを加工し、和紙を使ってイス・ベン立て・メガネ立てなどを作成し、バザー等で販売 ・月2回先生にきていただきリコーダー練習 ・その他、レクリエーションとして調理実習（月1）、生け花等
年間行事	4月…花見 5月…総会・講演会 6月…野外活動・スポーツ交流会 7月…他活動計画・ソフトボール交流会 8月…夏越しバザー 9月…精神保健福祉大会参加・ソフトボール県予選参加 10月…福祉まつりバザー 11月…国立病院長崎医療センターバザー参加 12月…クリスマス会・忘年会 1月…新年会 2月…九州ブロック家族大会 3月…バス旅行
施設設備	活動・作業室：50m ² 、空調設備：有、給食：無、送迎：無
昨年度利用実績	定員：15名 1日平均利用者11.1名 登録者 25名
今後の方向性	検討中
施設の特徴やPR	「ばれぼ」とは、スワヒリ語で「ゆつくりゆつくり」という意味で、作業所というよりは、アトリエ（工房）として、集い・憩い・自己発見をする中で、参加者それぞれが、自己実現を行う場所になっていけばと考えています。また音楽活動を中心に、コンサート活動をしています
調査日	平成18年7月28日
調査員氏名	西本えりの（長崎ウエスレヤン大学学生）

HOTHOTBOX

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	HOTHOTBOX運営委員会
開設年月日	平成10年4月1日
所在地 TEL・ホームページ	〒854-0045諫早市新道町948 講早市社会福祉協議会館内 TEL0957-24-5100 FAX0957-24-5101 ホームページ無
利用者対象	入院の必要は無いが、すぐに働く自信が無い人、働いてみたいが長続きすることが出来ない精神障害者
利用の手続きの流れ	見学後、毎月行われる運営委員会にて決定
利用料	なし
利用期間	なし
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤) 所長兼専任指導員1人、補助指導員3人 (非常勤) 顧問医1人
ボランティアの支援	ソフトボール指導、国立病院実習生等
日課と活動内容	朝のミーティング、作業、昼食、休憩、午後のミーティング、作業、休憩、整理整頓、退所 ※作業内容は、植物性油脂石鹼の容器への箱詰め、牛乳パック等を利用した小物作り
年間行事	新年会(初詣)、花見、忘年会、ソフトボール交流会、バスハイク、研修旅行と各種イベントでのバザー出店、県央地区レクリエーション、その他、毎月の調理実習、ボランティアでの空き缶拾い、商店街への出店
施設設備	社会福祉館利用 活動・作業室、和室。 空調設備：有 給食：無 送迎：無
昨年度利用実績	1日平均利用者数 12名
今後の方向性	NPO法人として、障害者自立支援法に対応し、Ⅲ型施設として、知的・身体障害施設とも共同していく
施設の特徴やPR	自分のペースでゆっくりと出来る。幅広い世代層により、話題も豊富で、人と触れ合う機会を多く持てる。また、生活リズムを形成できる。
調査日	平成18年8月29日
調査員氏名	綿井詩織 (長崎ウエスレヤン大学学生)

かたつむりの家

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	かたつむりの家運営委員会
開設年月日	平成13年4月1日
所在地 TEL・ホームページ	〒859-0141 講早市高来町汲水1番地 TEL0957-32-5919 FAX0957-32-5919 ホームページ 作成中
利用者対象	精神障害者、知的障害者、身体障害者生活保護者
利用の手続きの流れ	保健師の紹介が主、診断書も書類も不要
利用料	なし
利用期間	なし
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤) 職種と人数 代表、専任、食事係り (非常勤) 職種と人数 補助1人
ボランティアの支援	支援あり
日課と活動内容	EMボカシ・活性液の販売・製造、地域の学校のトイレ掃除
年間行事	カラオケ大会(6/年)、バザー、外活動(1/月)
施設設備	昔の日本家屋
昨年度利用実績	1日平均利用者 7~8名
今後の方向性	メンバーの工賃につながるよう利益を増やす
施設の特徴やPR	樹木に囲まれた古い家のため、自分の家と同じ感覚
調査日	平成18年8月29日
調査員氏名	井上佳織 (長崎ウエスレヤン大学学生)

ありあけ共同作業所

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	特定非営利活動法人 ありあけ会
開設年月日	平成6年5月7日
所在地 TEL・ホームページ	〒859-0153 長崎県諫早市小長井町大峰980-166 TEL0957-34-3638 FAX0957-34-3638 ホームページ無
利用者対象	小長井町内に移住する精神障害回復途上者などを対象にしている
利用の手続きの流れ	直接来る人、役場を通して来る人など
利用料	無料
利用期間	なし
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤)作業所代表 1名 指導員 2名 (非常勤)
ボランティアの支援	何人か都合のいい時に来るようにしている
日課と活動内容	開所日：月～金(週5日)開所時間：9:00～17:00 作業内容 町内の縫製工場の下請内職（水泳用品・下着類の袋箱入れ出荷準備） 名刺印刷、和し工芸品の加工、物品販売等。
年間行事	バスマイク、一泊研修旅行、クリスマス会、鏡割りぜんざい会、リフレッシュ温泉浴、毎月=誕生会、偶数月第4木曜日=運営委員会
施設設備	現在の家屋は、面積 123.32m ² (37坪)内、作業室 30.525m ² (9.25坪)、実習室 45.56m ² (13坪)、その他休憩喫煙室、事務室、湯沸視室、トイレ等がある。市有地を無償で貸与を受け、プレハブ造である
昨年度利用実績	通所定員14名 一日平均利用者 9.8名
今後の方向性	障害者自立支援法の地域活動支援センターのⅢ型に移行する予定
施設の特徴やPR	作業活動、生活活動などの日中活動とともに地域交流のレクレーションを行っている
調査日	平成18年8月28日
調査員氏名	橋口正孝（長崎ウエスレヤン大学学生）

ウィル

法人格	特定非営利活動法人
運営主体	ウィル運営委員会
開設年月日	平成14年4月1日
所在地 TEL・ホームページ	〒854-006 諫早市城見町43-1 TEL 0957-24-6800 ホームページ無
利用者対象	精神障害者
利用の手続きの流れ	利用者からの申し込み
利用料	なし
利用期間	なし
スタッフ (常勤) 職種と人数 (非常勤) 職種と人数	(常勤) 補助指導員1名 (非常勤) 補助指導員1名
ボランティアの支援	一般の方、学生
日課と活動内容	パン製造・販売
年間行事	ボウリング大会、カラオケ大会、バスハイク、カラオケ、地域清掃
施設設備	民家を活用
昨年度利用実績	一日平均利用者 : 10名 新規利用者 : 5名
今後の方向性	今は地域活動所ウィルだけだが、就労継続支援B型+地域活動支援センターⅢ型の多機能型を目指している。また共同生活援助を2カ所設置予定である。
施設の特徴やPR	作業を主体にした作業所で、ウィル自治会がある
調査日	平成18年9月14日
調査員氏名	奥平圭介（長崎ウエスレヤン大学学生）